

令和6年陸別町議会第2回臨時会会議録（第1号）

| | | | | | | |
|-------------------------|--------------|-----------|-------------|---------------|------|-------|
| 招集の場所 | 陸別町役場議場 | | | | | |
| 開閉会日時 | 開会 | 令和6年4月19日 | 午前10時00分 | 議長 | 久保広幸 | |
| 及び宣告 | 閉会 | 令和6年4月19日 | 午前11時02分 | 議長 | 久保広幸 | |
| 応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 | 議席番号 | 氏名 | 出席等の別 | 議席番号 | 氏名 | 出席等の別 |
| 出席 6人 | 1 | 濱田正志 | ○ | | | |
| 欠席 1人 | 2 | 三輪隼平 | ○ | | | |
| 凡例 | 3 | 渡辺三義 | ○ | | | |
| ○ 出席を示す | 4 | 工藤哲男 | ○ | | | |
| ▲ 欠席を示す | 5 | 中村佳代子 | ○ | | | |
| × 不応招を示す | 6 | 谷郁司 | ▲ | | | |
| ▲⊗ 公務欠席を示す | 8 | 久保広幸 | ○ | | | |
| 会議録署名議員 | 渡辺三義 | | 工藤哲男 | | | |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名 | 事務局長 請川義浩 | | | 主任主査 竹島美登里 | | |
| 法第121条の規定により出席した者の職氏名 | 町長 | 本田学 | | | | |
| 町長の委任を受けて出席した者の職氏名 | 副町長 | 今村保広 | 総務課長 | 丹崎秀幸 | | |
| | 建設課長 | 清水光明 | 産業振興課長 | 菅原靖志 | | |
| | 町民課長 | 遠藤克博 | 国保関寛齋診療所事務長 | 空井猛壽 | | |
| | 総務課主幹 | 清水遊 | 町民課主任主査 | 角谷亮輔 | | |
| 教育長の委任を受けて出席した者の職氏名 | | | | | | |
| 農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名 | | | | | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | | | |

◎議事日程

| 日程 | 議案番号 | 件名 |
|----|--------|-------------------------------------|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 会期の決定 |
| 3 | 議案第35号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 4 | 議案第36号 | 工事請負契約の締結について |
| 5 | 議案第37号 | 工事請負契約の締結について |
| 6 | 議案第38号 | 令和6年度陸別町一般会計補正予算（第1号） |
| 7 | 議案第39号 | 令和6年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号） |

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（久保広幸君） 谷議員より、欠席する旨、届け出がありました。

◎開会宣告

○議長（久保広幸君） ただいまから、令和6年陸別町議会第2回臨時会を開会します。

◎諸般の報告

○議長（久保広幸君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（久保広幸君） 町長から、行政報告の申し出があります。

本田町長、御登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 3月5日、3月定例会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります。書面のほか、口頭で1件御報告申し上げます。

固定資産税償却資産の賦課更正についてでございます。

令和5年6月頃、償却資産の未申告や償却資産台帳への搭載漏れと思われるものが複数あることが判明し、また、実態と合っていない事例があることが分かりました。

町としては、同様の事例が他にも存在する可能性があるかと判断し、改めて全体の見直しを実施しました。その結果、令和元年度から令和5年度までの5年間で、60件6,772万7,000円の追加税額、19件367万7,000円の還付金が発生することが判明しました。これは、令和6年4月15日現在となります。

この原因として、償却資産の所有者からの毎年提出となる、償却資産の申告書の未提出及び増加資産の記載漏れ、除却漏れなどに対し、町として未申告者に対する提出の督促、指導不足、また、実地調査などの確認不足がありました。

町民の皆様、納税者の皆様には、ただいな御迷惑をおかけしましたことに深くお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

今後、町としては申告書内容の確認、未提出者への督促はもとより、実地調査を計画

的に実施、公正かつ適切な課税に努めてまいります。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

◎開議宣告

○議長（久保広幸君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久保広幸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番渡辺議員、4番工藤議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（久保広幸君） 日程第2 会期の決定を議題にします。

本件については、本日、議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

三輪議会運営委員長。

○2番（三輪隼平君）〔登壇〕 令和6年陸別町議会第2回臨時会の運営について、本日開催しました議会運営委員会において、慎重に協議しましたので、その結果について報告いたします。

本臨時会に町長から提出のありました議案は、専決処分の承認1件、工事請負契約の締結2件、令和6年度補正予算2件の計5件であります。

よって、議案の内容を総合的に勘案の上、協議した結果、本臨時会の会期につきましては、本日1日間とすることに決定いたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、議案第38号から議案第39号までの令和6年度補正予算2件についてであります。従前の例同様に、提案理由の説明をそれぞれ一括して受けることとし、質疑、討論、採決はそれぞれ各会計ごとに行うことにいたしました。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日 1 日間とすることに決定しました。

◎日程第 3 議案第 3 5 号専決処分の承認を求めることについて

○議長（久保広幸君） 日程第 3 議案第 3 5 号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、御登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第 3 5 号専決処分の承認を求めることについてありますが、国の交付金等の額が確定したことに伴いまして、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集する暇がないと認め、専決処分されておりますので、その内容につきまして議会に報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第 3 5 号について説明させていただきます。

議案第 3 5 号の専決処分の承認を求めることについてでございますが、3 ページをお開きください。

令和 5 年度陸別町の一般会計補正予算（第 1 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3, 2 2 2 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 6 0 億 3, 7 7 9 万 2, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第 2 条、債務負担行為の変更は、第 2 表債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第 3 条、地方債の変更は、第 3 表地方債補正による。

それでは、事項別明細書により説明いたしますので、1 4 ページをお開きください。

歳出でございます。

2 款総務費 1 項総務管理費 5 目財産管理費は、3, 1 8 0 万 4, 0 0 0 円の補正で、2 4 節積立金、説明欄に記載のとおり各種基金への積立てでございます。こちらは国の交付金の確定に伴う分、寄附金、優良家畜支援事業の繰上償還に係る償還金などがございます。

財政調整基金積立金 1, 8 4 5 万 8, 0 0 0 円。こちらは、歳出と歳出の予算の調整分

を、ここで計上しております。

減債基金積立金 1,053万2,000円。こちらは普通交付税の再算定費がございまして、臨時財政対策債の償還基金費が含まれているため、その算定額を減債基金のほうに積み立てたものでございます。

ふるさと整備基金積立金 42万6,000円、ふるさと納税 20件 32万6,000円、指定寄附金 1件 10万円、いきいき産業支援基金積立金 206万円、ふるさと納税 6件 7万円、優良家畜導入支援事業繰上償還分が 199万円、こちら 11頭分となります。ふるさと銀河線跡地等振興基金積立金 5万4,000円、ふるさと納税 4件分でございます。町有林整備基金積立金 2万9,000円、こちらはふるさと納税 2件分でございます。地域福祉基金積立金 3万5,000円、ふるさと納税 3件分、給食センター管理運営基金積立金 17万3,000円、こちらはふるさと納税 11件分です。スポーツ振興基金積立金 3万7,000円、こちらはふるさと納税 3件分でございます。

以上で、積立金総額が 3,180万4,000円となります。

続きまして、6款農林水産業費 1項農業費 6目営農用水管理費 18節負担金補助及び交付金。こちらは道営土地改良事業地元負担金 41万6,000円となります。

道営担い手畑地帯総合整備事業、第2上陸別地区の分でございますが、事業確定による精算でございます。

続いて、歳入に移りたいと思います。9ページをお開きください。

歳入。

2款地方譲与税 1項 1目 1節自動車重量譲与税 178万6,000円の増。譲与税交付金関係は、いずれも年度末の確定によるものでございます。

続きまして、2項 1目 1節地方揮発油譲与税 143万6,000円の減。こちらも確定によるものです。

3款利子割交付金 1項 1目 1節利子割交付金 6万1,000円の減。確定によるものでございます。

4款配当割交付金 1項 1目 1節配当割交付金 4万6,000円の減。

5款株式等譲渡所得割交付金 1項 1目 1節株式等譲渡所得割交付金 9万4,000円の減。確定によるものでございます。

6款地方消費税交付金 1項 1目 1節地方消費税交付金 82万6,000円の増。内訳としまして、地方消費税交付金分が 35万7,000円、社会保障財源交付金分で 46万9,000円の増。確定によるものでございます。

7款環境性能割交付金 1項 1目 1節環境性能割交付金 214万7,000円の増。

8款法人事業税交付金 1項 1目 1節法人事業税交付金 181万4,000円の増。

9款地方特例交付金 1項 1目 1節地方特例交付金 4万9,000円の増。

2項 1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、30万9,000円の減でございます。こちらも確定によるものでございます。

10款地方交付税1項1目1節地方交付税特別地方交付税2,409万6,000円。こちらは、令和5年度の特別地方交付税が2億2,409万6,000円で確定したことにより、差額を計上するものです。これにより、地方交付税の総額が23億6,809万1,000円となります。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金。内訳につきましては、歳出の積立金で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

1節総務費寄附金50万9,000円。

2節農林水産業費寄附金7万円。

3節教育費寄附金21万円。

4節民生費寄附金3万5,000円。

続きまして、20款諸収入3項貸付金元利収入1目1節家畜導入貸付金収入、優良家畜導入貸付金償還金199万円。こちらは、11頭分の償還金であり、こちらは全額いきいき産業支援基金に積み立てるものでございます。

続きまして、22款自動車取得税交付金1項1目1節自動車取得税交付金63万4,000円の増。こちらは、款項目の新設でございます。

自動車取得税交付金については、令和元年9月をもって廃止されておりますが、令和5年度は予算計上しておりませんが、廃止日前の自動車の取得について追加徴収が実施され、その分の交付通知があったものでございます。

以上で、歳入終わりました、7ページをお開きください。

第2表、債務負担行為でございます。

変更です。期間及び限度額の変更となります。令和5年度陸別町中小企業経営安定資金利子補給で、変更後の期間が令和6年度から令和10年度、変更後の限度額が318万9,000円。こちら、借入額の確定によるものでございます。

第3表、地方債補正であります。

変更分でございます。事業確定による限度額の変更でございます。一般単独事業の緊急自然災害防止対策事業のうち、7事業目の町道側溝整備事業、小利別西1条通、こちらが20万円の減となります。

その下に、同じく小利別11号支線、こちらが限度額10万円の減となります。

その下、同じく日宗線、こちら10万円の減となります。

その下、同じくクネベツ線、こちら10万円の減となります。

下から3行目の町道法面補修事業、鹿山1号線、こちら10万円の減となります。

8ページに移りまして、2事業目の、町道法面補修事業、止若原野線、こちら10万円の減でございます。その下、町道法面修事業のトマム原野線、こちら70万円の増となります。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいた

します。

○議長（久保広幸君） これから、議案第35号専決処分の承認を求めることについて、令和5年度陸別町一般会計補正予算（第11号）の質疑を行います。

第1条歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、9ページから15ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

次に、第2条債務負担行為の補正についてを、質疑を行います。

7ページ、第2表を参照してください。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

次に、第3条地方債の補正について質疑を行います。

7ページ中段から8ページ、第3表を参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第35号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり承認されました。

◎日程第4 議案第36号工事請負契約の締結について

○議長（久保広幸君） 日程第4 議案第36号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、御登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第36号工事請負契約の締結についてですが、令

和6年4月4日施行の入札に関わる落札者と本契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

内容につきましては副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第36号工事請負契約の締結について説明いたします。

契約の目的でございますが、陸別町役場庁舎換気設備改修・エアコン設置工事でございます。

契約の方法、指名競争入札による契約。

契約の金額、7,403万円。税抜き価格では、6,730万円でございます。

契約の相手方、陸別町字陸別基線316番地46、株式会社バンドウ、代表取締役坂東孝巳であります。

こちらは3者を指名しまして、入札を執行しております。

落札率につきましては、98.6%でございます。

工期につきましては、本日議決していただきましたならば本契約を締結しまして、令和6年10月31日までとなっております。

以上で説明を終わりたいと思います。

以後、御質問によりお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（久保広幸君） 説明員に伺います。

この議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定は、予定価格で規定していると思いますので、予定価格の報告も併せてお願ひいたします。

今村副町長。

○副町長（今村保広君） 失礼しました。

予定価格、ただいまの事業でございますが、6,828万円、こちら税抜きでございます。税込みにしますと、7,510万8,000円。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） これから、議案第36号工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第36号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第37号工事請負契約の締結について

○議長(久保広幸君) 日程第5 議案第37号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、御登壇願います。

○町長(本田 学君)〔登壇〕 議案第37号工事請負契約の締結についてですが、令和6年4月4日施行の入札に関わる落札者と本契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(久保広幸君) 今村副町長。

○副町長(今村保広君) それでは、議案第37号工事請負契約の締結について説明させていただきます。

契約の目的、陸別町国民健康保険関寛斎診療所スプリンクラー設置工事。

契約の方法、指名競争入札による契約。

契約の金額、6,897万円。税抜き価格ですと、6,270万円。

契約の相手方、帯広市西20条北1丁目6番7号、フジ暖房工業株式会社、代表取締役社長西藤博行であります。

こちらは、3者を指名しまして、入札を執行しております。

予定価格につきましては、6,363万円。税込み価格で換算しますと、6,999万3,000円でございます。

落札率につきましては、98.5%であります。

工期につきましては、本日議決をしていただきましたならば本契約を締結しまして、令和6年10月31日まででございます。

以上で、説明を終わりたいと思います。

以後、御質問によりお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） これから、議案第37号工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第37号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第38号令和6年度陸別町一般会計補正予算（第1号）

◎日程第7 議案第39号令和6年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）

○議長（久保広幸君） 日程第6 議案第38号令和6年度陸別町一般会計補正予算（第1号）から、日程第7 議案第39号令和6年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）まで、2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、御登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第23号令和6年度陸別町一般会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ534万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ50億3,434万3,000円とするものであります。

続きまして、議案第39号令和6年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ71万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億397万2,000円

とするものであります。

以上、議案第38号から議案第39号まで、2件を一括提案いたします。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第38号の説明から始めたいと思います。

議案書1ページをお開きください。

議案第38号令和6年度陸別町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ
による。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

それでは、事項別明細書により説明いたしますので、5ページを御覧いただきたいと
思います。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費14節工事請負費、冷暖房設備整備89万
3,000円。

こちらは、町で貸し付けている歯科医師住宅の冷暖房用エアコンが故障したもので
ございます。修理不能のため、更新するものでございます。資料ナンバー1に工事概要図
をつけてございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

続きまして、2項徴税費1目税務総務費22節償還金利子及び割引料373万9,00
0円。

資料ナンバー2も同時に御覧いただきたいと思います。町長の行政報告でも説明があ
りましたが、今回、大規模な賦課更正が生じたことによるものでございます。

このような賦課更正が生じた原因につきましては、所有者に提出を依頼している償却
資産申告書についての未申告者の取扱いに関して、町として督促、指導、周知等につ
いて十分でなかったこと、償却資産に関する実地調査が十分に行われていなかったこと、
関係部署との情報連携が十分に取れていなかったことが主な原因でございます。

今回補正計上している町税等還付金367万7,000円は19件分で、地方税法の規
定により、令和元年度から令和5年度までの5年間分を還付するものでございます。

還付加算金6万2,000円につきましては、法的根拠に従い、還付金に併せて支出す
るものでございます。

なお、歳入で、この後説明させていただきますが、追加徴収税額として、令和元年度
から令和5年度分までの分として6,772万7,000円を計上しておりますが、今回
の追加徴収税額についてでございますが、最大5年間の課税のため、金額が大きくなる
方もおります。町として、農業者に関しては、この追加税額を上限に、既存制度である
農協の農業近代化資金での貸付を希望者に実施し、金利負担については、町及び農協が

全額負担する予定でございます。

商工業者に関しては、こちらも既存の陸別町中小企業融資制度の特別運転資金で、同じように、この追加徴収税額を上限に希望者に融資し、こちらは、金利分は全額町が負担するものでございます。

この両資金とも借入額が確定していないので、現時点では既定予算で対応可能と見込んでおりますが、不足が生じた場合などにつきましては、補正予算での対応を考えているところでございます。

続きまして、4款衛生費1項保健衛生費5目診療所費27節繰出金、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計繰出金71万7,000円。

診療所の医療機器、ホルター心電図記録計の購入分でございます。特別会計に繰り出すこととなります。

資料につきましては、3ページとなります。現在の機材は、データ解析を依頼している医療機関からの無償貸与品でございます。このたび、この解析委託先の医療機関の都合により契約解除となるため、今後はほかの検査機関に解析を依頼することとなります。このため、使用機材については自己で所有する必要があるため、今回補正計上するものでございます。

以上で歳出終わりました、次に歳入の説明に移りたいと思います。

4ページをお開きください。

1款町税2項1目固定資産税1節現年課税分6,772万7,000円。

歳出で説明させていただきましたが、60件分の過年度課税分でございます。過年度課税分を現年度調定することとなるので、現年度課税となります。

10款地方交付税1項1目1節地方交付税、普通地方交付税6,237万8,000円の減。

こちら、歳入歳出額の調整ということになります。これにより、普通交付税は19億3,507万円となり、令和5年度の普通交付税の確定額21億4,399万5,000円と比較すると、2億892万5,000円の留保額となります。

以上で、議案第38号の一般会計の説明を終わりました、次に、議案第39号陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）の説明をしたいと思います。

議案第39号陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

それでは、歳出から始めますので、5ページを御覧ください。

2款医業費1項医業費1目医療用機械器具費17節備品購入費71万7,000円。

こちら、ホルター心電図記録器でございます。資料は3ページとなります。記録器は1台の購入となります。現有器は無償貸与品であるので、今回購入しなければならないということでございます。

以上で、歳出終わりました、続いて歳入に移りたいと思いますので、4ページを御覧ください。

5款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金、医療機器等整備分71万7,000円。

こちら、歳出で説明しましたホルター心電図記録器の購入分でございます。

以上で、議案第38号から議案第39号の説明を終わります。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、議案第38号令和6年度陸別町一般会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） まず、一つとして、地方交付税6,772万7,000円に対して、違いますね、地方交付税、今回の償却資産税の追加全額ですね、6,772万7,000円に対して、地方交付税の6,237万8,000円と534万9,000円、92.1%減額となっておりますけれども、これの減額の根拠、分かれば教えていただきたい。

それと、償却資産の賦課更正に関してでありますけれども、町側の未徴収の起因については、説明にもございましたけれども、一つとして、申告書の提出に関しての督促と指導不足であったと。それと、二つ目として、申告書提出について周知不足であったと。それから、三つとして、現地調査の不足であったと。四つ目として、関係部署との情報連携の不足であったというような、この4点であるというふうに説明で聞いておりますけれども、私は、この業務については、賦課徴収する側としては、必ずやらなければならない業務であると思っております。この4点の業務を怠ってですね、20年前から真面目に申告書を提出していた方々だけから償却資産税を徴収していたということでよろしいでしょうか。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） まず、地方交付税のことでございますが、工藤議員がおっしゃられたように、歳入の4ページでございますが、今回、固定資産税で6,772万7,000円歳入が増えて、その次の、今度交付税ということで、6,237万8,000円減額となっております。

こちらにつきましては、交付税につきましては、こちら一般財源という扱いでございまして、当然、使用目的が決まっていけないもので、現在、交付税で計上している額は、見込額より当然、留保分を残して、少なく当初から計上しているものでございます。

したがいまして、今回、歳入が一時的に固定資産税ということで増えるものでございますが、いきなりそれをどこかの歳出に充てるのではなく、まず、一旦歳入でこれを留保すると。そういうことで、この地方交付税の項目は、財政的な調整機能ということで、増やす、減るを年度内に何度か繰り返すということでございます。

今回につきましては、固定資産税6,772万7,000円が増えておりますが、後段の歳出でも説明しておりますが、町税還付金、冷暖房設備、診療所会計の繰出金、その他諸々の分を除いたものを、歳入としてマイナスで地方交付税に計上し、歳入歳出のバランスを取っているというところでございます。

以上であります。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） 固定資産税の償却資産に係る先ほどの御質問ですけれども、まず、提出された分については、その内容のチェック等が十分ではなかったという面があります。提出されなかった方についての督促等も十分ではなかったと。提出されなかった方の場合は、増減なしとみなして課税するという規定もありますので、それに沿った形で、変更なしというような形で事務が進んでいたということになりますので、先ほど議員の御質問の内容であれば、その来た内容に沿って、例えば、正しいのかどうかというチェックが十分でない状態の中、賦課が続いていたということになります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 今後の町側の対応として、申告書提出の指導徹底、現地調査の徹底、現地調査の要綱や要領整備、それから他の部署との連携と税務署資料活用により、公正かつ適切な課税に努めるということでもありますけれども、本来税金は租税平等主義によりまして、納税者に公平に配分し平等に取り扱わなければならないという、租税の領域における平等原則が基本となっているというふうに認識をしております。

以前、議員協議会において、申告書の回収率は60%というふうに聞いております。公正、公平、平等を改めるためにも、60%の償却資産税申告者に対して、また町民に対して、20年前から税務業務に怠っていた事実があったと謝罪をすることも考えなければならないのではないかなというふうに思っております。

そこで、どのような形で、どのように行われるか、伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） まず、償却資産、固定資産税の償却資産は、先ほど説明したように、事業者の方が申告、こういうのを持っています、増えました、減りましたという申告をするという制度になっておりますけれども、まず、毎年1月末が提出期限で

すけれども、その期限を過ぎて提出されない方、先ほど言われたように、提出の割合は約6割ですけれども、提出されない方に関しては、既に今年の1月で提出されない方については、早い段階で、例えば自宅に訪問して提出をお願いするという取組を行っております。

また、提出された方について、その内容が正しいかどうかというか、誤り等がないかどうかというのは、例えば確定申告書等に添付する減価償却のリストと照らし合わせることで分かる部分もありますので、減価償却のリストにあって、固定資産の償却資産のリストにないということは、基本的に記入漏れということになりますので、そこは追加で記入をお願いしたりですとか、合っていませんよという話をしていくということで進めたいと思っております。

償却資産の現地の調査というのも十分ではなかったと。固定資産の家屋については毎年実施しているのですけれども、償却資産のチェックまではできていなかったのも、そこはチェックをするように努めるということと、どのような内容で進めていくかという要領を作成して、担当者が変わった際にも、引き続き同じような内容で業務を進めるようなということに取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 謝罪等はホームページ等で、今回の経緯のことに关してきちんと謝罪をしたいと思っております。

今回の賦課更正について、町側の今回の、自分達の反省すべき点を先ほど挙げたとおりであります。

これは申告税ではないのですが、申告していただいてそれを賦課するという事なので、まずは本人に出していただかなければいけない義務というか、そういう制度というかになっています。

今回、我々の町側の、今回反省すべき点、今後やっていかなければいけない部分はずね、確定申告、例えば受けて、その申告書を出していただいて、それを照らし合わせをして、お互いの相違があったとか、そういうチェック機能がなかったということでもあります。

平等性の観点とかそういう部分に入っていくと、真面目にやっていた人がどうなのだという、多分議員がおっしゃるところだと思うのですが、まず申告書を提出していただいて、そのチェックがちょっとおろそかであったというところなので、そのミスというところはそういう部分のミスでありまして、まずは、本人が確定申告に出したその償却資産を、きちんとそこで出していただくという部分がまず必要なのかなと思います。でも、そこには償却資産なので、先ほど言った建物だとか土地とかというものではないので、今回、還付もさせていただく部分もあるのですが、なくなったものに対してもそのまま、僕も商売やっているんで、そのシステムが分かっているんで、どこが間違いだっ

たのかということは今検証して、今、皆さんに提示しているところでもあります。

5年遡ってとかということになったりだとか、これルールブック上そういうふうになりますし、その前の、結局時効になった部分があるので、きっと、ずっと真面目に払っている人はどうなのだという話なのですが、そこに遡ると、きっと不平等性だとかとなるのですが、町としての今、今回のこういう原因というものは先ほどのことなので、そこは御理解いただきたいなと思います。

そこで、今回6,700万という今回の追加税額ということになるのですが、先ほど副町長も説明したように、町が悪かった部分も確かにあります。100%誰が悪いということではなくて、そこは今後きちんとしていきましようということなので、先ほど言った近代化資金だとか中小企業の特別運転資金だとか、そういう部分で無利子として5年間かけて、もし借りる方がいるのであれば、そういう措置もするの僕達の責任かなと思っております。

今後、先ほど言ったように照らし合わせで、これは今後こういうことは起きないということではなくて、このような大規模なこういうことは起きないようにします。なぜかという、1月31日までに償却資産の申告をしていただいて、3月15日に確定申告をしていただいて、その照らし合わせを1週間か2週間でやって、年度の固定資産税の納付ということには、まずあり得ないですね。

今後、何が間違いだったかという、その照らし合わせを1年かけてでもやって、修正してくださいとか、こういうことですか、現地に行きますかとか、そういうことを今後やっていかなければいけないことなので、きちんと今回のことに関しては、原因をきちんと整理させていただいていますので、その辺を御理解いただきたいなと。

本当に町がこれだけ10年、20年前からやっていないことを昨年の6月に気づきまして、そこで1件、2件ということではなくて、全部もう一度検証しましようということ、時間もこれだけかかって今回の提案になったということも御了解いただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 町長の言うとおりでありましたけれども、今回、申告書の申告漏れがあったということについて、申告漏れの対象者に聞いてみますと、申告書を提出しなければならないことを知らなかったという方が多くて、決して故意に脱税をしようとしている方々ではないということでもありますので、これから町の税務徴収事務を行う職員には、今まで以上の業務多忙なことになってくると思いますけれども、本来はしなければならないというような業務でありますので、まず、公正、公平、平等のために頑張ってくださいというふうに思います。

まずは申告書の提出を、100%回収を目指して、現地確認をして、疎税平等主義を徹底していただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 議員おっしゃるとおりで、何が間違っていたか、何がどうだったかというやつを今、整理したとおりでと思うのですが、1月31日まで提出してくださいというものが6割しか回収されなくて、みなし税としてなったというのは、これはもう事実なので、それが違法なのかどうかというのは置いておいて、きちんと出していただきたいという、その督促をやはりするべきだったと思います。その中で、やはり相違が出てくるものもあるので、それを検証しながら、きちんと税を還付になってしまう人もいたりとか、いろいろあると思うんですが、それはきちんと照らし合わせ、その前に回収を100%目指さなかったというところも、また反省すべき点なのかなと思っておりますので、その辺、またこの後にも検証しながらこういうふうにしていったらいいのではないかとということもまた出てくると思うので、今の現時点での、これからこういうふうにしていきたいと思いますというのは、先ほど町民課長が説明したとおりで、私もまた意見を聞きながら進んでいきたいなと思っております。

そして今、脱税という言葉が出たので、決して脱税とは思っておりません。私達、反省すべき点は反省すべき点で思っていますし、やはり、これは先ほど言ったように、100%誰かが悪いということではないということだけでも御理解いただきたいなと思っております。その辺で、どう町が責任を取っていくのかということ、これからやっていきたいと思っておりますので、御理解していただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） それでは、今、工藤議員の質問で大体の中身のことを理解しましたけれども、先ほど、現在の数字は4月15日現在ということで、町長の行政報告でも、今まだ未定出者への督促は行っているということでしたけれども、現在その確認率といいますか、それは何%ぐらい、あと何%の人達が確認できていないのかと、調査内容につきまして、税理士等の関与していないものを中心に調査したとありますけれども、この辺は、こちらの方からさらに調査しなくても、ここは信用してやっていく考えなのかと、今回60件ということでしたけれども、この金額が大きい1,000万以上の対象者もいたのかどうか、それと件数が分かればお聞きいたします。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時58分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） 件数に関してですけれども、資料ナンバー2でつけた数字

のほか、まだその時点で確定していなかったのが残り 2 件です。

それと、1,000 万円以上ですとか、あと何件とかという、個人名とか、その辺はちょっと、個別の件数等については差し控えたほうがいいのかなと考えております。

税理士の関与しているのは除いたという件について、まず今回の調査をする時点では、専門家等が関与していないというか、適切な表現か分からないですけど、間違っている可能性が高いのではないか、プロが入っていないといいますか、そういうところを重点的に調査をしたということでもあります。

今後については全て、税理士がいるいない、関わっているいないに関わらず、全件同様の確認を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 中村議員。

○5 番（中村佳代子君） 今、答弁いただいたような内容を、今後、実地調査要綱の整備の中に、これを踏まえて入れていくということによろしいでしょうか。

そして、先ほど工藤議員も言いましたけれども、100%を目指して今後動いていくということで、今年度から動いていくということによろしいのか、もう一度伺います。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長。

○町民課長（遠藤克博君） 今おっしゃられたとおり、どういうチェックをするかというのを全て網羅したような要綱を作って、今後それに沿って、適切な賦課に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 38 号令和 6 年度陸別町一般会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第 39 号令和 6 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補

正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第39号令和6年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（久保広幸君） これで、本日の日程は、全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年陸別町議会第2回臨時会を閉会します。

閉会 午前11時02分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員